

令和7年度 赤崎小学校 校内ルール

周りから見られているという意識を常にもち、教育公務員としてふさわしい言動を心掛ける。互いにおかしいと感じたことは、声に出すこと。報連相の徹底を！！

わいせつ行為

- ・ 児童に対して不必要な身体接触をしてはならない。
- ・ 携帯・スマホは、原則教室に持ち込まない。また、許可なく校内での使用も禁止する。
- ・ 児童・保護者との携帯・スマホのやりとりは、原則、禁止とする。番号やアドレスの交換も禁止とする。
- ・ 自分の車に児童を乗せない。緊急やむを得ない場合も、必ず管理職に報告する。
- ・ 教育相談や生徒指導面等で児童と面談する場合は、1対1の密室での対応は行ってはならない。原則複数で行う。特別な事情の場合は、管理職や同僚に告げてから行う。また、面談は、密室で行わない。

体罰

- ・ 児童をたたいたり、長時間立たせたりするなど、肉体的な苦痛を与えるような懲戒は行わない。
- ・ 自分が体罰を行ったかもしれないと思ったときは、直ちに管理職に報告する。また、同僚の指導が行き過ぎていると感じた場合も直ちに管理職に報告する。
- ・ 言葉の指導による精神的苦痛も同様である。子どもたちの思いをしっかりと聞き、気持ちに寄り添いながら指導すること。

情報管理

- ・ 成績などの個人情報、校外に持ち出さないようにする。
- ・ カメラは、学校の物を使う。データは、すぐに所定のフォルダーに移動させ、カメラの中にデータを残さない。

飲酒トラブル

- ・ 飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両（自転車を含む）を運転しない。深夜に飲酒した場合は、翌朝も車両の運転はしない。
- ・ やむを得ず車で行った場合は、同席者に帰宅方法を告げておく。飲酒運転を行わないように、周りも注意する。
- ・ 酒席での言動には、十分注意する。

交通事故・違反

- ・ 交通事故を起こした場合は、被害者の生命 safety の確保を最優先する。
- ・ 軽微な場合も直ちに警察に届ける。また、校長に速やかに事故の状況等を報告する。

公金等取り扱い

- ・ 学年費やバス代などの公金は、校内で保管せず、口座に入金することを原則とする。
- ・ 一時的な立て替えであっても、公金を流用しない。

タバコ

- ・ 敷地内はすべて禁煙とする。（電子タバコも含む）